

九州大学大学院工学研究院等動物実験委員会要項

(設置)

第1条 九州大学動物実験委員会規程（平成16年度九大規程195号）第4条の規定に基づき、九州大学大学院工学研究院，大学院工学府，大学院システム生命科学府，工学部及び医用生体工学研究センター（以下「工学研究院等」という。）における動物実験に関する適切な運用を図るため九州大学大学院工学研究院等動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(適用範囲)

第2条 前条に規定する大学院システム生命科学府は，大学院システム生命科学府を兼務する教員で，大学院工学研究院に所属するものに係る範囲で，本要項を適用するものとする。

(任務)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる事項について調査審議し，必要に応じて実験の立案及び実施に関して助言・指導を行うことができる。

- (1) 動物実験の適正な実施に関すること。
- (2) 実験動物の飼養保管施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 管理，運営に必要な組織体制の整備に関すること。
- (4) 動物実験などの安全確保に関すること。
- (5) 動物実験計画書に関すること。

(組織)

第4条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 工学研究院から選出された九州大学動物実験委員会委員
- (2) 九州大学動物実験規則第9条に規定する工学研究院動物実験主任者
- (3) 九州大学大学院工学研究院の専任の教授，准教授及び講師のうちから研究院長が指名する者2人
- (4) その他工学研究院長が必要と認める者若干人

2 前項第2号から第4号の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によって定める。

2 委員長は，委員会を主宰する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故又は委員長から要請があるときは，その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は，委員の2分の1以上が出席しなければ，議事を開き，議決をすることができない。

2 委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は，必要に応じて，委員以外の者の出席を求め，意見を聞くことができる。

(動物実験の審査)

第8条 委員会は、動物実験責任者が申請した実験計画について、動物実験等に関する法令及び動物実験規則等との適合性に基づき、速やかに審査を開始しなければならない。ただし、委員は、自ら動物実験責任者となる計画の審査には加わらないものとする。

2 委員会は、審査を終了したときは、審査結果を、当該動物実験責任者が所属する部局の長を通じて総長に報告しなければならない。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、工学部等学術研究支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成19年6月27日から施行し、平成19年1月1日から適用する。
- 2 九州大学工学部等における動物実験に関する規程（以下「旧規程」という。）は廃止する。
- 3 この要項の施行の際現に旧規程の規定に基づき、動物実験委員会の委員に任命されている者は、この要項の相当規定に基づき任命されたものとみなし、任期の定めのある委員の任期については、旧規程による当該委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則

この要項は、平成22年11月24日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年11月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月27日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。